

# 安全運転管理者による 運転者の運転前後のアルコールチェックに関するQ&A

延期されていたアルコール検知器による飲酒検査は、『令和5年12月』より義務化されることになりました。

令和4年4月1日施行

- ・運転前後の運転者の酒気帯びの有無を『目視』で確認する。
- ・確認内容を記録して、その記録を1年間保管する。

令和4年10月1日施行（令和5年12月1日施行決定）

- ・運転前後の運転者の酒気帯びの有無を『アルコール検知器』で確認する。
- ・アルコール検知器を常時有効に保持する。

## 1 運転前後とは？

必ずしも運転の直前や直後に行く必要はありません。

運転も業務の一つとして、業務開始前や出勤時、業務終了後や退勤時に行っても構いません。

## 2 目視等での確認とは？

顔色、呼気の臭い、声の調子などで酒気を帯びているか確認することで、「確認は対面が原則」です。

## 3 対面で確認出来ない場合は？

運転者にアルコール検知器を携帯させて、「スマホやパソコンなどのカメラ、モニターなどで顔色を確認する」又は「電話、無線などで声の調子を確認する」ことと併せて「アルコール検知器の測定結果でアルコールの有無を確認」する方法があります。

#### **4 検査記録をする項目は？**

- ①確認した者の氏名（実際に確認した人）      ②運転者の氏名
- ③自動車のナンバー又は識別できる記号など      ④確認した日時
- ⑤確認の方法      ⑥酒気帯びの有無      ⑦指示事項      ⑧その他必要な事項

※ ⑤確認の方法については、4月1日からは、「対面」又は「対面出来ない場合の具体的な方法」、10月1日からは、「アルコール検知器使用の有無」を追加する。

#### **5 アルコール検知器の性能は？**

「国家公安委員会が定めるもの」となりますが、検知器でアルコールの有無やその濃度を「音」、「色」、「数値」などで確認出来るものであれば特段性能上の要件はありません。一般的に販売しているものであれば問題ありません。

#### **6 安全運転管理者以外の者でも可能か？**

安全運転管理者が不在の場合や確認が困難な場合は、「副安全運転管理者」や「安全運転管理者の業務を補佐する立場の人」でも確認出来ます。

#### **7 アルコール検知器を常時有効に保持するとは？**

正常に作動して故障していない状態で保持（会社に備え付けや出張する方に携帯させる）しておくことで、取扱説明書に基づき、適切な使用、保管、保守、定期的に故障がないか確認することが必要です。

#### **8 他の事業所での確認が可能か？**

他の事業所の安全運転管理者の立ち会いの下、アルコール検知器を使用して、電話で報告されたときは酒気帯びの確認を行ったものと出来ます。